

厚生労働大臣 武見 敬三 様

「令和6年能登半島地震」における 災害福祉支援活動を強化するための緊急要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 村木 厚子
政策委員会委員長
平田 直之
(公印略)

令和6年能登半島地震による甚大な被害に対し、全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員の力を結集し、災害ボランティア、災害派遣福祉チーム（DWAT）、生活福祉資金（特例貸付）等の支援活動を通じ、被災者支援に取り組んでおります。

今後、被災地で厳しい状況にある被災者の緊急支援に継続的に取り組んでいくためには、全国の福祉関係者の連携・協力に基づく支援が必要です。被災地の復興に向け支援をすすめるため、以下の事項を要望します。

1. 被災者の生活支援の強化

社会的脆弱性を抱えた人は、被災したことで福祉ニーズ・生活課題がより深刻化・長期化します。災害関連死を減らすためにも、こうした人びとを早期に発見し、支援につなげていくために、災害ケースマネジメントの取り組みを進めていくことが必要です。

(1) DWAT（災害派遣福祉チーム）活動にかかる公的助成の拡充

- 避難所で厳しい避難生活にある人々への支援に加え、様々な理由で在宅避難や車中泊を余儀なくされている要配慮者への支援が必要です。DWATについては、避難所での活動費用は災害救助費が適用されますが、先遣活動、在宅避難者や車中泊等、避難所以外での支援活動が対象となっていません。
- 在宅避難者や車中泊等を余儀なくされている被災者へ支援を届けるため、DWAT 活動の公的助成の拡充を要望します。

(2) 福祉避難所や被災者を受け入れている社会福祉施設への物資の提供

- 令和6年能登半島地震では、福祉避難所に指定されている社会福祉施設が建物の損壊や断水等により開設できていないところが多数あります。また開設している福祉避難所等でも建物の損壊や物資等の不足により、厳しい運営となっています。福祉避難所が、その機能を発揮することができるよう、早期に断水の解消と優先的な物資の提供を図ってください。
- その一方で福祉避難所に指定されていなくても、近隣住民を受け入れている社会福祉施設も多数あります。福祉避難所に指定されている社会福祉施設に加え、こうした被災者を受け入れ支援をしている社会福祉施設への優先的な物資提供を図ってください。

(3) 被災者の生活再建に向けた取り組みの強化

- 被災者を早期に支援するため、「被災者見守り・相談支援事業(地域支えあいセンター)」の実施要件の緩和を要望します。
- 被災により生活困窮状態となった被災者に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援を強化するために、自立相談支援機関の職員体制の強化を要望します。

2. 災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する財政支援の拡充

- 社会福祉協議会等が災害ボランティアセンターを設置し、行政や NPO とともに支援活動を行っています。災害ボランティアセンターの件費の一部と応援職員の旅費が令和 2 年内閣府通知で災害救助事務費の対象となりましたが、災害ボランティアセンターの設置にかかる経費やボランティアを活動場所まで移送する費用等、多くの経費は対象とはならず、現在も自治体や社協が負担しています。
- 社協が被災者に寄り添い支援を継続的に展開していくことができるよう、社協職員体制の確保や ICT 活用の促進を図るとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充を要望します。

3. 生活福祉資金特例貸付のための事務費の確保

- 被災地における緊急小口資金特例貸付等に必要な相談支援体制を構築するための事務費を確保してください。
- 被災地の社会福祉協議会への他県からの応援社協職員の派遣に関する費用(旅費、宿泊費、保険料等)を支弁するための補助を確保してください。

4. 社会福祉施設等の事業継続・復旧のための支援

- 被災した社会福祉法人・福祉施設の支援のためには、社会福祉法人・福祉施設関係者による支え合いも重要になることから、過去の大規模災害時と同様に、社会福祉法人が義援金(寄付金)を支出することについての特例通知を発出してください。
- 被災した社会福祉施設等の事業継続・再開のための財政的支援を要望します。
- 早期に事業再開できるよう、災害復旧費国庫補助金の補助要件の緩和(現行では災害発生時から 30 日以内の申請とされている等)や手続きの簡素化等を要望します。

<今後、必要とされる要望事項>

1. 災害福祉支援活動の法定化

- 災害発生時には「福祉」分野による応急救助が不可欠となっている一方で、現行の災害法制では「福祉」が応急救助の枠組みから外れているという課題があります。福祉分野の応急救助がより効果的かつ適切に実施できるよう、災害救助法等へ社会的脆弱性を抱える人びとを支える枠組みを位置付けることを要望します。